

使用承認申請書

(高浜発電所第2号機の変更の工事)

関原発 第268号
2023年 7月26日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森 望

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）附則第7条第1項の規定により、改正法による改正前の、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の11第1項のただし書及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第17条第3号の規定により次のとおり使用の承認を受けたいので申請します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名称 関西電力株式会社 住所 大阪市北区中之島3丁目6番16号 代表者の氏名 執行役社長 森 望
申請に係る工場又は事業所の名称及び所在地	名称 高浜発電所 所在地 福井県大飯郡高浜町田ノ浦
申請に係る発電用原子炉施設の概要	高浜発電所第2号機 詳細は別紙のとおり
法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日	工事計画の認可年月日及び認可番号 平成28年 6月10日 原規規発第1606105号 平成29年 7月19日 原規規発第1707192号 平成30年 1月31日 原規規発第18013114号 平成30年 6月27日 原規規発第1806276号 平成30年 8月 6日 原規規発第1808064号 平成30年 11月26日 原規規発第1811266号 平成31年 1月28日 原規規発第1901282号 平成31年 3月27日 原規規発第1903272号 平成31年 4月26日 原規規発第19042614号 令和 元年 6月21日 原規規発第1906218号 令和 元年 8月19日 原規規発第1908192号 令和 2年 1月24日 原規規発第2001242号 令和 2年 2月19日 原規規発第2002193号 令和 2年 3月30日 原規規発第2003305号

<p>申請に係る発電用原子炉施設の使用開始の予定年月日及び使用期間</p>	<p>使用開始の予定年月日：2023年 8月28日 使用期間 自：2023年 8月28日 至：平成28年6月10日付け原規規発第1606105号、平成29年7月19日付け原規規発第1707192号、平成30年1月31日付け原規規発第18013114号、平成30年6月27日付け原規規発第1806276号、平成30年8月6日付け原規規発第1808064号、平成30年11月26日付け原規規発第1811266号、平成31年1月28日付け原規規発第1901282号、平成31年3月27日付け原規規発第1903272号、平成31年4月26日付け原規規発第19042614号、令和元年6月21日付け原規規発第1906218号、令和元年8月19日付け原規規発第1908192号、令和2年1月24日付け原規規発第2001242号、令和2年2月19日付け原規規発第2002193号及び令和2年3月30日付け原規規発第2003305号をもって認可を受けた発電用原子炉施設に対する、改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第1項に定められる使用前検査の合格日</p>
<p>使用の方法</p>	<p>高浜発電所第1号機を運転するために、2号機設備のうち1号機と共用している設計基準対象施設又は重大事故等対処設備が必要であるため、一部工事が完了した2号機設備のうち、1号機と共用している設備を平成28年6月10日付け原規規発第1606105号、平成29年7月19日付け原規規発第1707192号、平成30年1月31日付け原規規発第18013114号、平成30年6月27日付け原規規発第1806276号、平成30年8月6日付け原規規発第1808064号、平成30年11月26日付け原規規発第1811266号、平成31年1月28日付け原規規発第1901282号、平成31年3月27日付け原規規発第1903272号、平成31年4月26日付け原規規発第19042614号、令和元年6月21日付け原規規発第1906218号、令和元年8月19日付け原規規発第1908192号、令和2年1月24日付け原規規発第2001242号、令和2年2月19日付け原規規発第2002193号及び令和2年3月30日付け原規規発第2003305号をもって認可を受けた発電用原子炉施設に対する、改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第1項に定められる使用前検査の合格日まで使用する。 なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。</p>

添付資料－1：使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

使用を必要とする理由

高浜発電所第1号機を運転するために、2号機設備のうち1号機と共用している設計基準対象施設又は重大事故等対処設備が必要であるため、一部工事が完了した2号機設備のうち、1号機と共用している設備を平成28年6月10日付け原規規発第1606105号、平成29年7月19日付け原規規発第1707192号、平成30年1月31日付け原規規発第18013114号、平成30年6月27日付け原規規発第1806276号、平成30年8月6日付け原規規発第1808064号、平成30年11月26日付け原規規発第1811266号、平成31年1月28日付け原規規発第1901282号、平成31年3月27日付け原規規発第1903272号、平成31年4月26日付け原規規発第19042614号、令和元年6月21日付け原規規発第1906218号、令和元年8月19日付け原規規発第1908192号、令和2年1月24日付け原規規発第2001242号、令和2年2月19日付け原規規発第2002193号及び令和2年3月30日付け原規規発第2003305号をもって認可を受けた発電用原子炉施設に対する、改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第1項に定められる使用前検査の合格日まで使用する必要があるため。

高浜発電所第2号機 発電用原子炉施設

原子炉冷却系統施設

原子炉冷却系統施設（蒸気タービンにかかるものを除く）に係る基本設計方針に記載の設備

その他発電用原子炉の附属施設

非常用電源設備

非常用発電装置

内燃機関

機関並びに過給機

- ・ディーゼル発電機内燃機関(重大事故等時のみ1・2号機共用)

調速装置及び非常調速装置

- ・調速装置（重大事故等時のみ1・2号機共用）（ディーゼル発電機）
- ・非常用調速装置（重大事故等時のみ1・2号機共用）（ディーゼル発電機）

内燃機関に附属する冷却水設備

- ・内燃機関冷却水ポンプ（重大事故等時のみ1・2号機共用）（ディーゼル発電機）

内燃機関に附属する空気圧縮設備（空気だめ）

- ・空気だめ（重大事故等時のみ1・2号機共用）（ディーゼル発電機）

内燃機関に附属する空気圧縮設備（空気だめの安全弁）

- ・2AG-A018A、B（重大事故等時のみ1・2号機共用）
- ・2BG-A018A、B（重大事故等時のみ1・2号機共用）

燃料デイタンク又はサービスタンク

- ・燃料油サービスタンク（重大事故等時のみ1・2号機共用）

燃料設備

ポンプ

- ・燃料油移送ポンプ（重大事故等時のみ1・2号機共用）

容器

- ・燃料油貯油そう（重大事故等時のみ1・2号機共用）

主配管

- ・燃料油貯油そう～燃料油貯油そう燃料油取出口（1・2号機共用）
- ・燃料油貯油そう～燃料油移送ポンプ（重大事故等時のみ1・2号機共用）
- ・燃料油移送ポンプ～燃料油サービスタンク（重大事故等時のみ1・2号機共用）
- ・燃料油サービスタンク～燃料油第1こし器（重大事故等時のみ1・2号機共用）
- ・燃料油第2こし器～ディーゼル機関（重大事故等時のみ1・2号機共用）
- ・ディーゼル機関～燃料油第2こし器（重大事故等時のみ1・2号機共用）
- ・燃料油第2こし器～ディーゼル機関（重大事故等時のみ1・2号機共用）

発電機

発電機

- ・ディーゼル発電機（重大事故等時のみ1・2号機共用）

励磁装置

- ・ディーゼル発電機励磁装置（重大事故等時のみ1・2号機共用）

保護継電装置

- ・ディーゼル発電機保護継電装置(重大事故等時のみ1・2号機共用) (自動しゃ断用)
- ・ディーゼル発電機保護継電装置(重大事故等時のみ1・2号機共用) (警報用)

原動機との連結方法

- ・直結 (重大事故等時のみ1・2号機共用) (ディーゼル発電機)

火災防護設備

火災防護設備に係る基本設計方針に記載の設備